# 予定実績の入力(4月からの新しいサービスの入力について)

1. 共生型サービスの入力(ひまわり、すみれ、あさがお I・なのはな I) 基本項目に単独加算を追加します。



# 2. 【訪問系サービス】同一建物等居住者減算の入力について

加算の入力が、「注加減算項目」から「単独加算項目」に変更になります。

サービス種別:	11 訪問介護 ▼		
事業所名:	○○高齢者住宅		
年月日:	平成30年 4月 19 🗐 日		
提供時間:	8 ▼: 0 ▼ ~ 8 ▼ : 29 ▼ 所要時間: 0時間29分		
サービス分類:	身体介護中心		
基本項目:	11111       身体介護 1       ▼       □ 給付対象外		
	身体介護(20分以上30分未満)		
注加減算項目:	: 単独加算項目:		
□ 2人派遣 □ 夜間・早朝	□訪問介護共生型サービス居宅介護 1 □訪問介護共生型サービス居宅介護 2 □訪問介護共生型サービス重度訪問介護	^	
□深夜加算 □ 特字事業所	· <del>加質(T)</del> ✓ 訪問介護同一建物減算 1		
。 同一建物減管	──────────────────────────────────────		
単独加算項目欄に変更になりました。			
半体加异块的	日 欄に変更になりました。 算 □ 緊急時訪問介護加算		
	算の人力は、 目欄に変更になりました。 算 □ 訪問介護中山間地域等提供加算 □ 緊急時訪問介護加算 □ 訪問介護初回加算 □ 訪問介護生活機能向上連携加算 I	~	
	単位数: 223( -25)	単位	

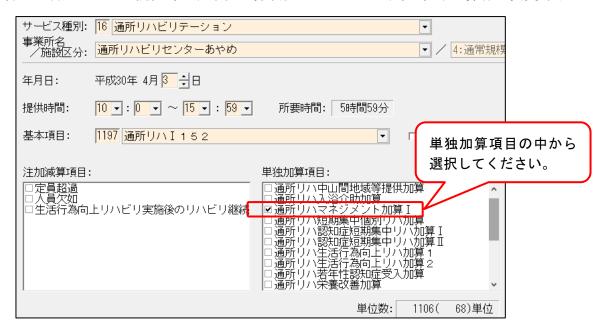
# 3. 【居宅療養管理指導】同一建物等減算の入力について



## 例) 医師居宅療養管理指導 I の場合

人数	基本項目	
単一建物居住者が1人	医師居宅療養管理指導 I 1	
単一建物居住者が2~9人	医師居宅療養管理指導 I 2	
単一建物居住者が 10 人以上	医師居宅療養管理指導 I 3	

- 4. 【通所リハ】【訪問リハ】リハマネジメント加算の入力について
  - ・通所リハマネジメント加算 I/訪問リハマネジメント加算の場合
  - ⇒月初めの利用サービス提供時に、単独加算項目から入力します。(従来と操作は変更ありません)

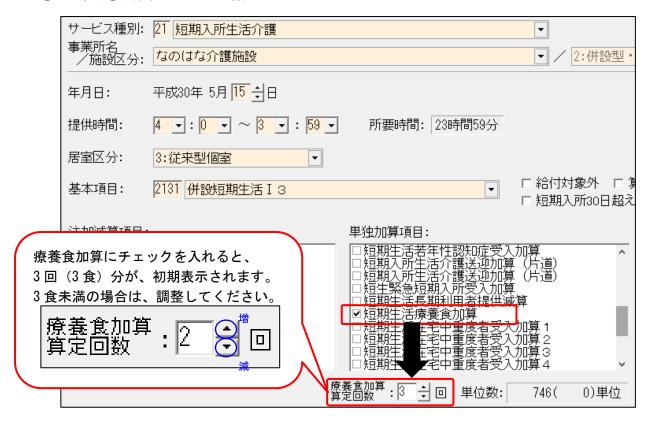


- ・通所リハマネジメント加算Ⅱ1、通所リハマネジメント加算Ⅲ2
   通所リハマネジメント加算Ⅲ1、通所リハマネジメント加算Ⅲ2
   通所リハマネジメント加算Ⅳ1、通所リハマネジメント加算Ⅳ2
   訪問リハマネジメント加算Ⅲ、訪問リハマネジメント加算Ⅲ、
   訪問リハマネジメント加算Ⅳ の場合
- ⇒月初めの利用サービスがある日に加算のみ入力します。



### 5. 【短期入所・施設系サービス】療養食加算の入力方法

【ひまわり】月間サービスの場合



## 【ひまわり】利用票画面の場合

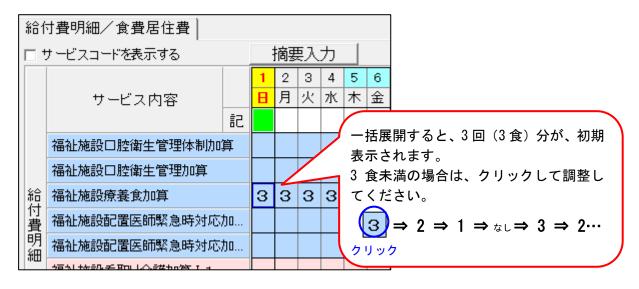
療養食加算の入力後、カレンダー画面にて、回数を調整します。



#### 【施設系システム】例) 短期の場合



# 【施設系システム】例)入所の場合



#### 入力制限事項

平成30年3月-法改正入力版では、入力に制限があるものがあります。下記内容をご確認ください。 入力は、4月下旬リリースの平成30年4月-請求対応版までお待ちください。

#### ● 保険請求予定実績「摘要」の入力制限について

新しく追加されたサービスの中で摘要の入力必要なものがありますが、平成30年3月-法改正入力版では、下記加算の摘要は入力できません。

サービス種	加算名
通所介護、地域密着型通所介護	・ADL 維持等加算 Ⅱ
訪問リハ、通所リハ	・マネジメント加算Ⅳ
介護福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護保健施設	・褥瘡マネジメント加算
介護福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設	・看取り介護加算
	• 配置医師緊急時対応加算
老人保健施設	・かかりつけ医連携調整加算

#### ■ 【コスモス・ききょうⅡ】医療保険請求実績の入力制限について

・平成30年3月-法改正入力版では、下記サービスが、医療保険請求実績の入力はできません。

#### 平成30年4月新設のサービス

#### <加算>

- ・ターミナルケア療養費2 (特別養護老人ホーム等で死亡した利用者の場合)
- 看護職員と看護補助者による(複数名)の1日2回訪問
- ・看護職員と看護補助者による(複数名)の1日3回訪問の場合
- ・[精神] 看護職員と看護補助者による(複数名)の1日2回訪問
- ・ [精神] 看護職員と看護補助者による(複数名)の1日3回訪問の場合
- [精神]精神重症患者支援管理連携加算

(精神科在宅患者支援管理料2の口を算定する利用者に定期的な訪問看護を行う場合)

#### <情報提供書>

- ·情報提供療養費2
- •情報提供療養費3

#### <管理療養費>

- •機能強化型訪問看護管理療養費3
- ・平成30年3月で廃止となるサービスがあります。下記サービスは、4月以降入力しないでください。 入力された場合は、平成30年4月-請求対応版で削除される予定です。

#### |平成 30 年 3 月で廃止のサービス|

#### <基本サービス>

·精神科訪問看護基本療養費(Ⅱ)

#### <加算>

- ・24 時間連絡体制 ⇒24 時間対応体制加算と統合されます。
- 幼児加算 ⇒乳幼児加算と統合されます。